

# 広域水道料金の定期改定及び 流域下水道維持管理負担金の臨時改定内容

宮城県企業局水道経営課

# 1. 広域水道料金の定期改定

# 1. 料金改定案の概要



## ➤ 料金改定の背景

- 水道事業の料金は概ね5年ごとに見直しを実施（現行料金期間：令和2年度～令和6年度）
- 受水市町村からの「みやぎ型管理運営方式の導入効果を少しでも早く料金に反映してほしい」という要望を踏まえ、令和7年度からを予定していた次期料金期間を1年前倒し、料金改定を行うもの。

## ➤ 対象市町村

### ① 大崎広域水道事業（3市6町1村）

大崎市、栗原市、富谷市、加美町、涌谷町、美里町、大和町、大郷町、松島町、大衡村

### ② 仙南・仙塩広域水道事業（8市9町）

仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町

## ➤ 対象期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

## ➤ 改定方針

- 現行料金と同様、給水に要する費用に基づき料金改定額を算定する総括原価方式を採用。
- 現行料金と同様、「基本料金」と「使用料金」からなる二部料金制を採用。

# 2. 料金改定案



## ①大崎広域水道事業

(単位:円/m<sup>3</sup>、税抜)

	現行料金 (R2~R5)	料金改定案 (R6~R10)	比較増減
基本料金	496	485	▲11
使用料金	91	89	▲2
供給単価※	124.0	122.4	▲1.6

※5年間の給水収益を有収水量で割った目安の単価

	算定基礎	料金期間 の総費用 (A)	基礎となる 水量(B)	A/B
基本 料 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却費 (初期投資にかかる管路等・ダム使用权)</li> <li>・特定多目的ダム法第33条に規定する負担金</li> <li>・市町村交付金</li> </ul>	34.9億円	120,000m <sup>3</sup> (計画水量・月)	485円/ m <sup>3</sup> ・月
使 用 料 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員給与費</li> <li>・経費(修繕費、保守点検費、用地借上料、管理経費等)</li> <li>・支払利息等</li> <li>・運営権者收受分料金</li> <li>・資産維持費</li> <li>・減価償却費(固定的費用以外)</li> </ul>	95.0億円	106,195,320m <sup>3</sup> (5年間の有収水量)	89円/ m <sup>3</sup>

## ②仙南・仙塩広域水道事業

(単位:円/m<sup>3</sup>、税抜)

	現行料金 (R2~R5)	料金改定案 (R6~R10)	比較増減
基本料金	817	799	▲18
使用料金	42	41	▲1
供給単価※	126.1	119.1	▲7.0

※5年間の給水収益を有収水量で割った目安の単価

	算定基礎	料金期間 の総費用 (A)	基礎となる 水量(B)	A/B
基本 料 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却費 (初期投資にかかる管路等・ダム使用权)</li> <li>・特定多目的ダム法第33条に規定する負担金</li> <li>・市町村交付金</li> </ul>	265.3 億円	553,000m <sup>3</sup> (計画水量・月)	799円/ m <sup>3</sup> ・月
使 用 料 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員給与費</li> <li>・経費(修繕費、保守点検費、用地借上料、管理経費等)</li> <li>・支払利息等</li> <li>・運営権者收受分料金</li> <li>・資産維持費</li> <li>・減価償却費(固定的費用以外)</li> </ul>	138.3 億円	339,006,080m <sup>3</sup> (5年間の有収水量)	41円/ m <sup>3</sup>

## 2. 流域下水道維持管理負担金の臨時改定

# 3. 料金改定案の概要



## ➤ 料金改定の背景

- 仙塩流域など7つの流域下水道事業の維持管理負担金は、現行単価の期間が平成31年度から令和5年度までとなっていることから、令和6年度以降の負担金について単価改定を行うもの。

## ➤ 対象市町村

- ① 仙塩流域下水道事業（3市2町）  
仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町
- ② 阿武隈川下流流域下水道事業（5市6町）  
仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亘理町
- ③ 鳴瀬川流域下水道事業（1市1町）  
大崎市、美里町
- ④ 吉田川流域下水道事業（1市2町1村）  
富谷市、大和町、大郷町、大衡村
- ⑤ 北上川下流流域下水道事業（2市）  
石巻市、東松島市
- ⑥ 北上川下流東部流域下水道事業（1市1町）  
石巻市、女川町
- ⑦ 迫川流域下水道事業（2市）  
登米市、栗原市

## ➤ 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

## ➤ 改定方針

- 現行単価と同様、維持管理に要する費用に基づき市町村負担額を算定する総括原価方式を採用。
- 経営シミュレーションに基づき、「令和6年度から令和10年度までの定期改定単価案（当初単価案）」として算定。



- 昨年夏以降の物価上昇を踏まえ、当初単価案に、物価上昇による運営権者の利用料金及び指定管理料の増加額を上乗せする。
- 現段階で物価の安定が見込めないことから、今回の改定は令和6年度1年間の「臨時改定」として対応する。

## ➤ 改定単価案

（単位：円/m<sup>3</sup>、税込）

流域	現行単価 (H31～R5)	改定単価案 (R6)	比較増減	うち 物価上昇による増加額
仙塩	39.8	44.8	5.0	5.0
阿武隈川下流	48.5	57.3	8.8	5.7
鳴瀬川	81.1	92.3	11.2	8.5
吉田川	47.8	58.6	10.8	4.6
北上川下流	80.3	91.2	10.9	6.2
北上川下流東部	125.8	147.7	21.9	10.7
迫川	132.7	147.3	14.6	12.3

# 4. 料金改定案



## ➤ 流域毎の改定単価案の算定基礎等

中南部4流域(みやぎ型管理運営方式)

流域	算定基礎	料金期間の 総費用(A)	基礎となる 排水量(B)	A/B
仙塩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営権者收受分料金</li> <li>・資産維持費</li> <li>・職員給与費</li> <li>・経費(修繕費、保守点検費、管理経費等)</li> <li>・減価償却費</li> <li>・支払利息 等</li> </ul> ※上記の合計から、維持管理負担金以外の収益(長期前受金戻入等)を控除  <b>+</b>  <b>運営権者 收受分料金 (物価上昇分)</b>	18.3億円	40,865千m <sup>3</sup>	44.8円/m <sup>3</sup>
阿武隈川 下流		18.3億円	31,898千m <sup>3</sup>	57.3円/m <sup>3</sup>
鳴瀬川		2.37億円	2,564千m <sup>3</sup>	92.3円/m <sup>3</sup>
吉田川		6.6億円	11,245千m <sup>3</sup>	58.6円/m <sup>3</sup>

※(B)は令和6年度1年間の計画排水量

東部3流域(指定管理者による管理運営)

流域	算定基礎	料金期間の 総費用(A)	基礎となる 排水量(B)	A/B
北上川 下流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理料</li> <li>・資産維持費</li> <li>・職員給与費</li> <li>・経費(修繕費、保守点検費、管理経費等)</li> <li>・減価償却費</li> <li>・支払利息 等</li> </ul> ※上記の合計から、維持管理負担金以外の収益(長期前受金戻入等)を控除  <b>+</b>  <b>指定管理料 (物価上昇分)</b>	7.16億円	7,841千m <sup>3</sup>	91.2円/m <sup>3</sup>
北上川 下流東部		6.77億円	4,586千m <sup>3</sup>	147.7円/m <sup>3</sup>
迫川		3.92億円	2,662千m <sup>3</sup>	147.3円/m <sup>3</sup>

※(B)は令和6年度1年間の計画排水量